

6 里親として

社会的養護としての子どもの養育の質を保証するため、里親には里親として守るべき基準（里親が行う養育の最低基準）があります。具体的には子どもへの虐待の禁止、義務教育のほか必要な教育を受けさせること、健康管理、秘密の保持、記録の整備や県への報告などがあります。

7 子どもの紹介から委託まで

① マッチング

児童相談所は、子どもや里親家庭の状況などを検討し、子どもにとって最適な里親との組み合わせを選定します。

② 委託の打診

児童相談所は、里親にその子どもの状況などについて説明し、委託が打診されます。

③ 面会

紹介を受けた里親は、一時保護所や施設に行って、職員の立会いのもとで子どもと初めての面会をします。

④ 交流の開始

子どもが面会等で過ごす時間に慣れてきたら、徐々に外出、外泊とステップアップしていきます。

⑤ 委託

里親宅に宿泊を重ね、交流の様子を見ながら、児童相談所で適当と判断されたら委託が決定となります。

⑥ 委託解除

家庭引取り、満年齢（18歳）、養子縁組成立等の理由により委託が解除となります。

8 里親会について

里親制度の普及や里親同士の親睦などを目的とした里親を会員とする組織として、「島根県里親会」があります。

また、島根県内には4つの地区里親会があり、交流事業や研修等を行っており、里親としての養育技術の向上や相互援助のための大事な役割を担っています。

9 里親に関する相談

島根県内のお近くの児童相談所へお問い合わせください。

中央児童相談所 TEL 0852-21-3168（松江市・安来市の方）

・隠岐相談室 TEL 08512-2-9709（隠岐郡の方）

出雲児童相談所 TEL 0853-21-0007（出雲市・雲南市・仁多郡・飯石郡の方）

浜田児童相談所 TEL 0855-28-3560（浜田市・大田市・江津市・邑智郡の方）

益田児童相談所 TEL 0856-22-0083（益田市・鹿足郡の方）



さとおや 里親になりませんか

あなたを
必要としている
子どもたちがいます



さまざまな事情により、自分の家庭で生活することのできない子どもたちが数多くいます。

こうした子どもたちを、家族の一員として迎え入れて、家庭的な雰囲気の中で、養育してみませんか。

